

送付6-22、28、34、44 陳情審査部分抜粋：
令和6年11月29日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 初めに、学士会館再開発計画関連についてです。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付された陳情、送付6-44、特別区道千第836号の廃止及び新設広場についての疑問と懸念に関する陳情及び送付6-22、学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情、送付6-28、特別区道千第836号の廃止に伴う陳情、送付6-34、学士会館の保存活用事業及び附帯事業を速やかに進めていただくための陳情の計4件です。新たに送付されました陳情書の朗読は省略し、関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、一括審査に入ります。執行機関から何か情報提供等がありましたら、どうぞ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 特にございません。

○林委員長 はい。それでは、委員の方からご意見を頂くというよりも、陳情審査ですので質疑になるんですけども、ご承知のとおり、11月25日の当委員会におきまして、特別区道の廃道に関する条例を可決すべきものという形で決定されました。それを踏まえた上で、何か執行機関に確認したい等々がありましたら、どうぞ。なければ、まとめに入らせていただきたいと思います。

○はやお委員 前回は確認したんですけど、これはもう議案が通って行って、ただ、廃道だけの議案ではなくて、この前の提案につきましては、セットだと。公園が分かれているということについての確認はしました。そこは間違いのないかだけ確認したい。

というのは何かというと、そうなってくると、もう議案を通しちゃっていて、その計画がセットだということになってくると、その旨を丁寧にまた陳情者に返さないといけないということになって、そのところはもう一度。ただ、アローアンスがどこまであるのかということはまた一つあると思うんですけども、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

○神原環境まちづくり総務課長 こちらの廃道につきましては、開発行為による許可、公共管理者の同意というオーダーでございますので、廃道と合わせて2か所の広場に付け替えるということについて、セットというふうに考えているものでございます。

○林委員長 よろしいですか。

○はやお委員 僕はそれだけです、確認。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 新たに出てきたほうの陳情のほうは、確かに賛否が分かれても議決をしたといえども、議決が最終ゴールではなくて、そこからがむしろ実働的には始まりということからすると、どういうふうに誠意を持って答えていくのかということがあると思うんで、ちょっと読み上げ省略と言われましたけれども、1、2とありますので、1のほうが区道廃道の再検討となっておりますね。現行区道の廃道については、地域住民の日常生活や緊急避難の視点から再考をお願い申し上げます。また、再開発事業による容積率増加を目的とした区道廃道は、地域の公共性を損なわないよう、地域住民の理解を早急に得た上で進めるべきだと考えます。この地域住民の理解が得られていないということから、この文言が出てきているんだと思いますけれども、もう区道廃止が議会で決まっちゃったということで、そこについてはもう聞かないということなのか、引き続き努力するということなのか、

スタンスをお聞きしたいと思います。

○林委員長 小枝委員、冒頭申し上げた、可決すべきものと委員会としては決定しましたけれども、議会としてはまだ決定していない、はざまの議会なんで、可決すべきものというのを踏まえた上で陳情審査をいたしましょうと冒頭諮ったんで、それでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。どうぞ、総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 廃道につきましては、今回、都市計画道路の用地確保と学士会館の旧館保存ということで、我々としては廃道していくものということで考えてございまして、それに関わる交通上の関連に関する周知というものは、告示以外に、我々も現地表示ですとか様々なツールを使ってやっていくということは、ご説明、前回はさせていただいたかと思えます。

併せまして広場のしつらえにつきましては、今後の検討の余地は十分ございますので、その中で地域のご意見を聞くという、今の段階でどういうやり方というのは決めておりませんが、そういう場というのも考えていくということは可能だというふうに思っております。

○林委員長 どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 ちょっと今まとめて答弁されちゃったんですけど、2点目は、後で質問しようと思っていたんで、分けて言っていただけますか。

1点目の区道廃止の再検討のところは、まだ本会議を経ていないので決まったわけではないという委員長のお話で、そのとおりなんですけれども、そこのところは、今ちょっと言葉が捉えづらかったので、もう少し明快に、1点目のところの今後の周辺住民の生活圏を守るということとのすり合わせですね。その心配に対して、どういうふうに区としても応えていくのか。議決前、委員会議決前、当然、本会議議決前も、1回も説明会をせずにやってしまっているという状況からすると、まだまだやるべきことはあると思うんですけども、そこのところを、1点目の区道廃止再検討のところについて答えていただきたいのと、2点目の新設広場の利便性向上と安全対策および設置場所の再考、207平米の子供の広場を設ける計画について、別の適切な用途を検討することをお願いいたしますと。この2点のところについて、もうちょっとめり張り、丁寧に答えてください。

○神原環境まちづくり総務課長 1点目の廃道手続きに関することにつきましては、当然、今後、議会のご議決を頂いた上で、公示といった法律的な手続というものをしまいにします。それだけでは我々としても十分足りていないというふうに考えておりますので、現地に表示することや、様々なツールを使って周知のほうを図っていきたいというふうに考えてございます。

2点目のご質問の広場に関することにつきましては、今回、開発行為による公共管理者の同意事項になっておりますので、今ご提示している広場の面積を大きく変えたりですとか、しつらえを行政目的の広場以外に使うといった、そういう考えはございません。

○小枝委員 うん。

○林委員長 1点目に――どうぞ、春山副委員長。いいです、いいです。

○春山副委員長 関連。新たに出た陳情のところ、一つ目が、区道廃道の再検討で、

「地域の公共性を損なわないよう」というところで、これ、区道廃道の結果として得られるものが、公共性を持つ適切な空間として利用されるものになるのかというところについて、この廃道に伴う空間が、公共性という点においてどのように区として考えられているのか、お答えいただけますか。

○神原環境まちづくり総務課長 委員長、環境まちづくり総務課長。

○林委員長 どちら。どちらが答えたらいいんですか。

神田地域まちづくり担当課長。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 廃道後の公共性ということで、今回、区道廃道に伴い広場の付け替えを行っていくこととなります。広場についても、当然広く公共性のある空間として整備していくというようなこととなります。一方で、今回、廃道に伴って民間事業者が一体的な土地利用をして整備を進めていくわけです。区の広場と隣接して一体整備を行っていくわけですが、その中で、新たな公開空地の整備であるとか、また、そういった中で学士会館の曳家保存がしっかりできるというところで、歴史文化的な継承行為につながる事業ということで、公共公益性が強い事業であるというふうに考えております。

○林委員長 これから続くんですけど、地方公共団体として、千代田区が公共性の確保というのをどういうふうに捉えている。事業者の提案は分かるんですけども、地方公共団体としてのお考えを、今、審査の中で明らかにしなければという形なんです。

○春山副委員長 そうですね。

○林委員長 分かりますか、もう一回言いましょうか。

あ、加えて、もう一回、じゃあ、かみ砕いて。春山副委員長。

○春山副委員長 もう一度確認させていただきます。公共性って、いろんな意味での公共性があると思うんですけども、それが、今回、区道廃道に伴って広場が二つになるということで、それが一つの広場であれば、にぎわいであるとか、むしろ憩いの場であるとか、公共性のどういう公共性なのかという空間が違おうと思うんですけども、二つに分かれて屋内型広場と挟む形になったということで、この広場の公共性というのは区のほうでどのようにお考えですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 1か所で配置が可能であれば、使い方だとかを幅広くさらに検討ができるというところがございますが、2か所になったからといって、広場としての公共性が損なわれるものではないというふうに認識しております。

○林委員長 あの、課長、すみません、聞いているのは、1か所だったら1か所の公共性について、地方公共団体、千代田区として、こういうのを考えていると言えばよかったんでしょうと。ところが2か所になるんですから、それぞれの公共性を、区道を廃止してまで、こんなに北西の広場は公共性が高くなる、南東のほうは地方公共団体の土地として公共性が高くなるというのを、説明をかけていかないといけないでしょうね。

○春山副委員長 そうですね。この書かれている、地域、区民への貢献性は何かというところを明確に。

○林委員長 事業者のお考えというのと、加えて千代田区として、地権者としてというのがないと、なかなか陳情者にお返し、お答えを、誠意を持った回答にもならないものですから。大丈夫ですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 広さが2か所にそれぞれ分かれてしまうというところではありますが、憩える空間であるだとか、そういったしつらえの部分にもつながりますが、利用について公共性が損なわれるものではなく、むしろ区の財産として持つことによって、公共性が保たれるというふうに考えております。

○春山副委員長 ……つなげられないんですね。回遊性と答えて……

○林委員長 うーん。

何か補足もしますか。どうぞ、総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 公共性ということで、一つは、財産的な考え方としては、区のほうでしっかりと区道を公共財産の、広場を行政目的とすることによって、不特定多数の方にご利用していただくというのが一つ公共性を担保するところでございます。この設置した広場につきましては、敷地が北西、南東と2か所になります。屋内の広場を造る予定になっていまして、そういったこと、神保町と神田警察通りをつなぐ起点となる広場になりますので、まちの回遊性といったものにつながってくるのかなというふうに考えてございます。

○林委員長 はい。つながりまして、次、どうぞ、副委員長。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味では、このワークアビリティの向上であったり、エリア一帯の回遊性を高めていくという意味で、公共性があるというふうに区として理解しているという、認識しているということで理解しました。

そこで、陳情者から出ている2番目の質問に移ります。新設広場の利便性向上と安全対策及び設置場所の再考ということなんですけれども、以前に委員会で提示された広場のイメージと活用例のところに、南東広場、子どもの遊び場と書かれていて、そこに芝生やタープ、遊具を設けた日常的な子どもの遊び場と書かれているところが、多分、陳情者の方が懸念されている点なのかなと思います。回遊性の向上と公共性のところが、もちろん憩いもあるんですけども、回遊性の向上を公共貢献性というのであれば、この南東広場のところの回遊性の向上と、多分、遊具というのが、回遊性が向上しているところにどう遊具を配置していくのか。本当に遊具を設置するということが利便性向上の安全対策にふさわしいのかというのが、多分この陳情者から出ているご意見だと思うんですけども、この回遊性の向上に併せて広場にどういう広場機能であることが望ましいと区として考えていらっしゃるのでしょうか。

○林委員長 いいですかね。議案審査のときも明らかになったように、広場が二つになるというのは、学士会館の景観を保つためには、お互いビューポイントが二つ必要だから、これはしょうがないと。問題は千代田区の土地が二つになるというのも、かなり違和感があるよねと。ただ、もうどうしようもないんだとしたら、千代田区の二つの土地に18億のなって、その上、区が持っているんだから、どこまで区の土地の広場と言われているところに裁量があるのか。全くなく、事業者が計画したようになるのかということかな。設置物になってくると。

○春山副委員長 そうですね。

○神原環境まちづくり総務課長 あくまでも今回事業を行うのは、事業主体のほうは当然事業者のほうになってまいりますけれども、区の財産に将来引き継がれるわけでございますので、そのしつらえについては、我々の管理の財産管理の部門ですとか、あと維持管理

する道路公園の部門といったものがしっかり意見を言いながら、今後の計画については決めていきたいというふうに考えております。

○林委員長 併せてこの何だ、ふわふわ山というんですか、何というんだ、これ、築山みたいなふわふわ山とかタープとかというのは、区の提案なんですか、事業者なんですか。区は最初のうちはキャッチボール広場を考えていたというのが、議案審査のときに明らかになりましたけれども、その代替としてこういったものを造りたい。芝生は違和感ないんですけど、この何でしたっけ、片仮名でタープと。

○春山副委員長 タープは日よけの。

○林委員長 タープ、日よけと。

○春山副委員長 遊具ですね。

○林委員長 遊具というのが、この築山なのか硬いものなのか、絵でしか分からないんですけども、これは千代田区の要望によって記載されたのかどうかということが結構大事になってくると思うんです。もし仮に区だとしたら、近隣の住民ですとか、どなたかの強い強い要望が、こういう遊具を作ってくれというのがあったのかどうかというのがないと、実効支配を事業者がしていて、何ら区が主体的に判断できないような土地になるんだったら、18億の取替えの価値を取り返したほうがいいんじゃないのという話にもつながってきますので、どうなんですか。どこからの要望なのかというのを、確認をお答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 提案されている、以前出したイメージ図での築山であるとかタープにつきましては、担当者レベルの打合せの中では、子どもの要素を感じられる広場がいいよねという中で、事業者が絵に起こしてきているというところで、必ずしもこれが決定事項という中で、先ほど神原まちづくり総務課長のほうも言っておりますが、具体の遊具であるとか整備のしつらえについては、仕様については今々の段階ではまだ決定しておりませんので、まだ検討の余地は十分あると。それについては、区としてしっかりそれを整理した上で、事業者に伝えていくというような形を取っていく流れとなります。

○林委員長 ごめんなさい。午前中、報告事項の中で確認した公園づくりのところでも、遊具を置くのか、平たい土地でみんなが自由に使えるようにするのかというのは、かなり神経質になってもらわないと、土地の面積が限られた千代田区で、何でも遊具を置きゃいいやとか、遊具の中でどれがいいという選択肢よりも、何も無い土地の状態というのも選択肢に入らないと、区道を廃止するのにそれですかということに、ありきになっている。これはじゃあ担当者レベルで子どもの遊具があったらいいねというのを、道路公園課のほうとは調整なしに事業者とのやり取りをやった。

かなり空間のところ、どんな遊具を置くのかというのは全体像に関わるんですよ、地域づくりの。だから軽々に普通は言えないんだろかなとは思いますが、どこまで精度を持った形で遊具の設置というのでも出てきたのか。内情ですよ、検討状況の。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 しつらえの部分のイメージをつくっていくに当たって、検討段階では道路公園課の職員にも同席していただいて打合せをしております。ただし、あくまで決定事項という状況ではないというのは先ほども申しておりますが、この遊具が絶対なきゃこの整備の仕方として認めないというようなことで打合せが済まされてい

るという状況でもございません。

○林委員長 話し過ぎるとあれなんです、例えば送付6-34の陳情では、「子供も遊べるスペースとなり」という、これは好意的な評価なわけですよ。ただ、これは遊具を作ってくれというのはないわけなんです。地域なり近隣の方が、どうしてもこの場所に遊具を作ってくださいなというのがあったかどうかというのは、陳情審査の中でかなり大事な論点になってくるんですよ。本当になかったんだとしたら、次のステップに行きますし、どうしても作ってくださいというご意見が執行機関のほうであったんだとしたら、ここはまた話が、展開が変わってきますので、事実関係をお答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 地域や周辺の方から、そういった遊具を作ってくれというような要望は聞き及んでおりません。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 はい。あれですよ。分かりました。次に行きます。あんまり話し過ぎると、次、特にない。いいですか、まとめ。無理にはいいですけども。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 その遊具を設置したことによって、今後ですよ、何年後か何十年後か分からないですけど、もしもそれを例えば売却とかそういうことになったときに、その遊具って邪魔になるんじゃないですかね。しかもそれ、誰にも要望されていないのを作って、誰が使うのか分からない。広場で、住民たちが何を求めているのか分からない。遊具を求めているのか広いスペースを求めているのか分からないのに、勝手に区がやって、使い勝手もまたさらに悪くなる。一つの大きなものだったら使い勝手がよかったのに、二つにして使い勝手が悪くなって、さらにまた何か邪魔なものがあって、使い勝手が余計悪くなるよなんていうようなことになるんじゃないですかね。そこはどういうふうに判断されているんでしょう。

○林委員長 言葉足らずの議事整理だったようなんですけど、基本的には地域からの遊具設置の要望はなかったと。子育て関係からもなかったというところで、一定の到達が陳情審査の中でできたのかなと思います。

ただ、広場については、例えば祭礼のとき、神田祭のときの広場って、やっぱりどうしてもなかなかないし、道路上よりも、こういった空地があって、区有地だったら借りやすいわけですよ、イベントごとですとか。だとしたら、地域の子どもたちも、いろんな方が集まれるような、お祭りのおみこしとか立派な山車とかというのを展示できたり、神酒所があったりするというのは、これは子どもたちにとっても悪いことじゃないけれども、そのときに設置物があると、あんまりよろしくないんじゃないのかなという考え方もあるんで。

ただ、ここは一定の整理で、特に設置物は、区有地のところで工作物はないほうがいいよねというのでまとめられれば、まとめていきたいなと思うんですけども、どうですかね。何か作ったほうがいいとか。今、要望もないから、僕はなくていいのかなと思ってるんですけども、何か作ったほうがいいというご提案があれば。ないほうがいい。（発言する者あり）

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 あと何か、オブジェも何かそこに何か作るみたいなような話もちょっと聞き

及んでいるんですけど、そんなものを、何か遊具があってオブジェがあってなんていったら、それこそ邪魔じゃないかなと思うんですけど、どうなのでしょう。（「そこは……」と発言する者あり）

○林委員長 オブジェの話は、いろんな陳情審査ですとか、野球のやつと東大発祥の地ですけれども、区有地に設置するという計画性はあるのかなのかという。（発言する者あり）うん、議案審査の中ではね。陳情審査の中で改めて確認しましょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 議案審査の際もご答弁させていただきましたが、事業者側の土地の中でそういったものは入れていただくといったお願いをこれからして、お願いといえますか、協議をしていくというふうに考えてございます。

○林委員長 だから、区有地の中にいろんな工作物は作らない方向性で、陳情審査でまとめていければと思うんですけども。段階を追って確認していかなくちゃいけないんで。

（発言する者あり）だから、いや、委員会の中で、区有地の場所には遊具とか記念碑とかを置かないように、執行機関にこれを申し入れますよと、18億の対価なんですからというのを、確認を1個ずつ段階上がっていければと思うんですけども、ご異論があれば。いいですか。じゃあ、ここはまた後ほど、改めて委員会の集約として確認させていただきますけれども、人工的な、だよ。ベンチ。ベンチまで入れる。入れない。

（発言する者あり）通路だから、遊具とか記念碑とか、こういったものは作らないように言っていきますと。この後、ベンチと樹木の話になってくると思いますので、どんなものという形状。ご心配を陳情者はそれぞれされているんで。

どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 その区有地の部分を、まさにこれから地域の方と、ベンチとか遊具も、遊具もどの程度の遊具なのか、作らないのかということも含めて、しっかりと話し合うことをしていただきたいという意味では、今の段階で絶対作るなとか、あるいはこれとこれ絶対作れという話ではなくて、むしろそこで、これからこの広場の使い方とか、使い方に際して、何と何と何は必要だよというものを、特に何ですか、例えば噴水みたいなもの、夏だけここだけ出るものとか、そういうのを含めて、いろんなものが考えられますよね。そういうのを区のほうからもどんどん提案をしていって、提案というか、事業者がやるんでしょうけれども、その中でも、この地域の子どもが遊べるのか、あるいは時間帯によってはいろんな使い方があるよねということに対して、しっかりと意見を聞いてほしいという、その話し合いの場を少し担保してほしいとは思いますが、ちょっと私の中で、今、ベンチを作るなどかまでは、ちょっとそこまでは言えないです。

○林委員長 言わんとするのが、言葉が拙くて申し訳ないですけど、設計段階のときから、まあ言っているのは一緒なのかもしれないけど、最初にこんなものを作るよというのを地域住民に出すんじゃないくて、基本ベースは真っさらな状態のものにしていかないと、区道廃止の議案は可決されますから、その後で、何の担保もなしに、もうこれが実は前提条件でありましたというのは、あまりにもちょっと申し訳なさ過ぎるかなと。だったら売っちゃえばいい話なんで、18億円で。そうじゃなくて、もうゼロベースで、何もない状態にしておいたものを、後から作るのは簡単ですけど、設計から、最初からもうあるものを取りというのはえらい大変なことなんで、ゼロベースにした考えというのが。

だから、言っているのは多分一緒だと思います。まずは前提条件で、区道を廃止する条

件としては、真っさらな何もない広場が区有地なんだと。ここから、地域要望があれば、区民からこれを作ってほしいと言われりゃ、それは作らなくちゃいけないですよ、やっぱり。みんなが欲しいというものは。ただ、そこに制約はあるんでしょうけどね。だから、あらかじめじゃなくて、最初は設計図はゼロの白紙の状態に持っていくのが可決のスタートラインという位置づけで、陳情者の方々のご懸念にも、我々もいろんな疑問を呈して議案を可決すべきにしたところも、到達でいくんではないのかなという整理だったんですが、大丈夫ですか。

○岩佐委員 大丈夫。それで大丈夫。

○林委員長 何を作るなど。

で、在り方についてはいろんな、まだ、木とか、いろんな階段とかスロープとかがあるんで、スロープは必要だ、必要じゃないというのを含めて、ここから、これも計画段階で決まっちゃえば、可決を12月3日にしちゃえば、もうこれでコンクリートになっちゃうんで、陳情審査の担保として執行機関に申し入れるというのが必要なんではないのかなと、ここからの先で。ちょっと僕、ベンチは先走っちゃいました。申し訳ない。

○岩佐委員 それで。

○林委員長 はい。だから言っている意味。

次に、まだ何かあればですけども、スロープというのが、今お話ししたように、北西側には、区有地にこれ、2本入るんですかね。地下鉄の出入口から南北方向と、白山通りから東西方向も区有地のスロープになるんですか、これ。南東側のところは神田警察通りから北側に向かって1本のこのスロープが入るとというのが、もうこれは決定なのかどうか。区有地の中かどうかというのを確認を。入っていないですよ。配られた資料には入っていない。どこの資料だったんだろう、これ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 月曜日の議案審査の際に出させていただいた公開空地と広場等面積を示した部分に、スロープが多分示されていたのかなと思います。

まず南東の広場からいきますと、区有地にはスロープ形状のものは入ってきません。あくまで民間敷地の中でのスロープ設置という形になっております。北西広場につきましては、現在の絵では、東西方向に上がるスロープについては民間敷地内、南北に1本スロープが区有地の広場のほうに絵が落とし込まれております。なので、北西広場については1か所スロープを設置したいということで、事業者からはそこは提案というか、まだ確定ではないですけど、そういう絵として示させていただいております。

○林委員長 次のところで行って、スロープというのはなくしたほうがいいという人は多分おられないと思います。問題は、千代田区の土地に入るのか、今は白山通り側に、イメージですけど、これ、もう千代田区のはみんなが本当に広場にするというんだったら、ない状態で、民間地のほうにぐっとスロープを寄せてもらう。ほんと白紙にするんだったら。とかといろいろ考え方も、ここでコンクリートになると、スロープの幅って結構でかいんですよ。だから実際のこの364平米のうち、スロープでこれだけになっちゃうと。これは土地の考え方で、区としては当然だよ。だって道路の一部だったところをバリアフリーにするんだからというのと、いやいや、そんなのは事業者がやるほうが自然だよ。と、責務だよ。という考え方と、幾つか割れると思うんですけども、どうでしょうかね。

あんまりそのスロープについてはないんですけども、公共の施設に足り得るかとい

う、陳情者のいろんな広場のですよね。先ほど春山副委員長が言った2番のところに入ってくると思うんですけど、どういうものが区有地、区が持っているものとしてふさわしいのかどうかということですが、ご意見があれば。特になければ、まあいいんじゃないの、スロープを区有地に造ってという形ですし。いろんな設計のデザインもあるんでしょうし。どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 この陳情は、スロープというかバリアフリーに関しては結構何件か書かれていて、ただ、これはこの計画全体に対して、とにかくバリアフリーをご心配されている陳情だなと、読んだ感じでは思っています。必ずどこかの段階で、やっぱり動線をしっかりと考え、デザインというのも今回はすごく、学士会館を残すということからいくと、それを最大限に活用したデザインというのも物すごく重要にはなってくるんですけども、その上でもやはりその動線をしっかりとやった上で、それが区有地なのか、区有地じゃないのか、民間の土地なのか、どちらにしてもというか、多分どっちにもやっぱりかかってくるはずなんですよ。

なので、もちろんどっち側から行っても、しっかりとバリアフリーで東西南北に行けるよという状況をやっていただいて、その上で区有地なのか、民間の土地なのか、それは両方なのかということを検討していただくことだけは、必ず事業者のほうにお伝えいただいて、特にもし事業者さんが、今この図ではかなり結構広めに取ってありますよね。このポンチ絵と言われるのかどうか分からないですけども、この図では、ベビーカーを押していても、まださらにちょっと横に幅があるぐらいの図を取られているけれども、実際にそれがどれぐらい取れるかということは、区有地を例えば削ってでも、削ってというか、区有地のどこにつくってでも担保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 当然、今度、今回、広場を整備するということですので、広場内のバリアフリー化というのも考えていかなければなりませんし、今回計画する事業者側の建物に対してのバリアフリーのアクセスというのは大事になってくるかと思えます。今後の回遊動線なんかも踏まえまして、そこはしっかり事業者と協議しながら、適切な位置といったものを配置計画の中でつなげていけるように、我々としてもやっていきたいというふうに考えております。

○林委員長 あの、総務課長、送付6-22の陳情なんですよ。この3番のところ、バリアフリー対応についてというところで、区議会に出ているというのは区に対しての陳情ですから、バリアフリー化について基本的な考え方を示してくださいと。敷地全体としてはいいんですけど、区は区として、事業者にこういったバリアフリー対応を指導するというの、これもあってしかるべきだと思うんですよ。区の土地って限られているんで、これを区の土地に入れるかどうかと、基本的な考え方というのは、庁内で整理されたんですか。特にされていないのか。いや、区がどうしてもここに置かなくちゃいけないということをね。

もう一個、ごめんなさい。6-28でも、4)で、大変失礼しました、全ての人にとって使い勝手の良い、完全バリアフリー設計がなされているのですかというの、陳情者の方が言われているんで、そうすると区の責務として、区有地に展開するのか、事業者に指導しながらやっていくのか、東西南北の、どっちが基本的な考え方で、これは福祉部と調整したのかどうかも含めてですよ、いろんな利用の。まちづくりで判断もいいんですよ。

うけども、どんなお考えの下に基本的な考え方をやっていったのか。

○神原環境まちづくり総務課長 基本的な考え方としましては、建物内のアクセスですので、それは建物でのバリアフリー化というのが基本になってくるのかなというふうには考えております。ただ、一方で、今回、広場と一体的に整備される中で、この区有地も活用しながら、そういったバリアフリールートといったものが必要だということが確認できるのであれば、そういった考え方もあるのかなとは思いますが、原則としては、冒頭申し上げたように、建物側のほうでバリアフリーのほうは完結していただくのが、一つ考え方としてあるのかなと思っております。

○林委員長 なるほど。まとめるとき表現が難しいけど、どちらにしても、このバリアフリーのスロープの3方向が、この敷地内に造らなくちゃいけないというのは、多分、委員の方で異論を出したり、近隣の方も、いや、それはという人はいないと思うんですが、問題は、だから、区有地に入れたほうがいいのか、それとも課長がおっしゃったように、建物の製造責任のような形で、段差があるんで、所有者の敷地内に、これ、変更というのはもうできないんだっただけできないでしょうし、できるんだっただけ多少入替えというのがいければ、広場の形状というのが、よりいい公共性のもの、そのビルに行く人じゃなくて、もっとほかにも使える、利用者が使える、区の平べったい平らなフラットの土地になるんで、そこはどんな形なんですかね、進捗状況で。変更できないかできるか。

○加島まちづくり担当部長 今、バリアフリーのお話、陳情の、先ほど委員長に読み上げていただいた6-22。

○林委員長 6-28……

○加島まちづくり担当部長 22ですよ。3のバリアフリー対応についてということで、これ、我々の持っているやつでも陳情者のお名前を書いているので、ちょっと読ませてもらいますけど、××××××××さんという形です。

それで、議案審査のときに岩田委員のほうから、回答書ということで、今日皆さんがお持ちかどうか分からないんですけど。

○林委員長 タブレットに。あ、追加だから、ないや。

○加島まちづくり担当部長 紙でということで、そのこのところでもバリアフリーに関してのやり取りが載っております。そのやり取りの中で、最終的な、今現在の回答ですけども、従前の計画では学士会館旧館北側のみにスロープを計画しておりましたが、千代田区道路公園課と協議を行い、計画地北西に位置する広場内にもスロープを設置することということで、そういった回答もさせていただいておりますので、今現在ここで区の敷地の中にスロープを全く設けないということを言い切ることは、ちょっとできないかなということなので、今後の計画、またはこの陳情された××××××さんとの今後のやり取りはまだありますので、その中で少し整理させていただくことが必要かなというふうに思っております。

○林委員長 多少、じゃあ、のりしろがあって、北から南に行くスロープの場所が白山通り側なのか建物側に行くのかというのは、まだ今後、協議の中でできるものというのは、確認で、よろしいですかね。どういう表現にするのか、スロープの位置を区有地に入れるのか、事業者内に入れるのか、今後、地域の方を交えて検討することみたいな形の文言に多分するしかないと思うんですけども、利用者の状況を踏まえとかになってくるんです

よね、当然。地下鉄の出入口とか、まちに行く人は別にスロープはなくてもいいわけで、広場のほうがいいわけで。建物へ行く人はスロープがないと困るんで、これはどっち側に寄ったほうがいいのかというのは、じゃあ、ここは裁量で、ちょっと表現方法はまた相談しますけれども、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。じゃあ、次のところで、大分、どうぞ、もう陳情の。
はやお委員。

○はやお委員 ちょっと的外れな質問をしているのかも。

○林委員長 いえ、大丈夫ですよ。順番に、陳情書の。

○はやお委員 このところの追加にされたところで、また繰り返になってしまうのかもしれない、2のところの「新設広場の利便性向上と安全対策および設置場所の再考」と頂いています。それで、神田警察通りに沿い207.21平米の土地に「子供のための広場」を設けると書いてあるんですけど、この子どものための広場というのが、ちょっと今どういう位置づけになっているのかが一つと、それとあと広場ということと、午前中やりました公園づくりの基本方針とかというのは、全く関係ないのか。

例えば今の話は全て、個別最適というか、開発に対することなんですけど、この辺は横にらみして、この地域と。それは以前、委員長もおっしゃっていたり副委員長も言っていたところなんです。この辺との何というの、関連性というか、検討というのは、どういうふうになっているのかというのは、ここもまだフィックスしていないことですから、フィックスしていないことの検討と言われてもあれなんですけども、実際パラレルに今までも動いてきていることですから、この辺というのはどういうふうにこの広場を、公園じゃないですよと、あくまでも広場ですよということで、これには関係ないんだというんであれば、またそれのところなんでしょうけれども、子どもというふうに入れられてしまうと、やっぱりどうしても先ほどの方針の中にあるように、どういうふうにこちらのほうの関連性というのは、方針とどういうふうに横にらみして検討されてきたのか、お答えいただきたいと。

○加島まちづくり担当部長 まず、今2点ご質問いただいたかなと。1番は子どもの広場といった形で、それは先ほど委員長も整理していただいたとおり、我々として最初はキャッチボールだとかという形から始まったので、子どもを見据えたという形で、遊具も描きながら、ご提案というか、パースもお願いしたといったところなんですけど、先ほど、今がもうゼロベースだよねと。そこから、遊具も今は何も設置しない。ただ、地域の方々の意向を聞いてどうなるかということは、そういった形でやってくださいというのが整理されたかなと。子どもの広場に関しても、本当に子どもが使えるようなものに地域の方々から要望があって、何かということになればそうなる可能性はあるけど、今ここでまた子どもの広場にしますということはちょっと、とにかくゼロベースという形で今ご指示もあったのが、これから集約だと思うんですけども、そういった形になるかなというふうに思っております。

一方で午前中の公園の方針に関しては、あれに関しては、公開空地だとかそういったところも見据えてというようなお話もあったかなと。それと、特に課題になった緑の関係だとかということもありますので、それはこの区の広場だけではなくて、公開空地も含め

た部分でやはりやるべきだろうなというふうに考えております。

方針もやはり地域ごと云々というお話も午前中あったのかなと思うんですけど、実際、具体的な整備に関しては、やはり地域の方々の意見を聞きながら整備するというようなお話だったかなと思っております。そういった形で区のほうも説明させていただいたかなというふうに思いますので、そういったこの方針も含めながら、今後この広場の整備の在り方、あとは活用の仕方だとかを検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

○はやお委員 私は決して、まだ一つにしろということでは言っているつもりじゃないんです。二つに分かれようと、ここの言葉が残っているのか。というのは、陳情者からこう言われているから、今のところを明確に言っておかなくちゃいけない。子どものための広場ということに関してというのについては一応リセットなんです。それで、ただ、そうは言いながらも、どういうふうにこの広場を位置づけていくのかというのがあるだろうし、あと公園という視点があるものですから、これをどうやって、何というんですかね、全体最適というか、千代田区全体としてここに必要なものというのは、こうやって計画ができてることだから。それはあれですよ、一つにしようということじゃなくて、二つに分かれたことを前提にですよ、どういうふうに考えているのかということを知りたいわけです。

それで、何かというと、そこでやっぱりこの計画が、方針が必要になってくるのは、ちっちゃいんだから、こういうところはこういうふうに必要なんだという、実を言うと、何というんですかね、尺度みたいなものが出てくると、大体こんなことねと。あと地域の要望も聞こうねという話になってくると思うんですけど、この辺が、ただ、逆に言うとちっちゃいから地域のニーズ聞きましょうよという、この前も午前中もそんな話も、小さければそういう判断をするんだらうけども、この辺はどういうふうに考えていたのか。小さくなったら小さくなっただけのこの広場の扱いって、どういうふうに検討されたのかということなんです。そこをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 もう一度、子どもの広場に関しては、1か所だろうが2か所だろうが、まずはゼロベースで今後検討すると。区の広場に関しては、今回ここの街区に関しては、公開空地、民間の敷地と一体的な広場になるということなので。

○はやお委員 そうだね。

○加島まちづくり担当部長 北西広場が一体的だったら550平米、南側の広場は420平米という形になりますので、その面積を、先ほどの午前中の公園の方針の考え方も含めながら、要するに区からも、やっぱり公開空地はこういうふうにするべきじゃないかとか、そういったことを言っていく必要があるんだらうと。ただ、やはり地域のご要望も確認をし、協議しながらやる必要があるのかなというふうに思っております。

○はやお委員 すり合わせをしていくと。

○加島まちづくり担当部長 はい。

○はやお委員 千代田区の考え方のこの整理も含めながら、地域のニーズを聞いていくという。はい。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 その地域の要望や協議で、何だ、その地域の何というんだらう、希望というのはかなえられるものなんですかね。かなえられるものとかかなえられないものがあるとは

思いますけども。それが、あとタイミングですよね。いや、もう決まったことですからというふうに、もうびしっと、もう抑えてしまうんじゃないかと、ある程度そういう要望を聞いて、それが反映されるような時期でないといかんと思うんですけども、そういうところはどういうふうに考えていますでしょうか。

○林委員長 岩田委員の、広場について……

○岩田委員 いや、今、先ほどの答弁で、最終的には地域の要望などを聞いて協議……

○林委員長 はやお委員は広場の扱いについてと。広場のところだと、一旦、まだ集約をかけていないですけど、ゼロベースにして、特にスロープも含めて協議をしていただくとか、広場の形態については、もう何もない状態、無の状態、本当に土地空間だけの状態から入っていくと。区の土地ですよ。事業者の土地まではいけないでしょうけど、この土地についてはという形で積み上がってきたのかなと思うんですけども。

○岩田委員 タイミングですよね。

○林委員長 タイミングというのは、区道を廃止した後に、こんな条件はもうつけられませんので、議決前に申入れをするぐらいしかないんじゃないでしょうかねと。今の段階だと思いますが、ゼロベースにするのは。

○岩田委員 地域の要望というふうにおっしゃって、それでさらに協議というふうにおっしゃったので、だったら、ある程度反映されなかったら、要望を聞いても、ご意見として賜りました、以上、で終わっちゃいますし、協議にならないんじゃないかなと思うんですよ。ということです。

○林委員長 今後も執行機関に強く申し入れるという表現になりますから、当委員会の中でも、例えば、例えばですよ、こんなものを東南のところ、広場のところに置きたいんだけどというのは、当然出てくるでしょうから、予算がかかることですからね。かからなくても、区の土地に占有させるわけですから、どこかのやり取りでごまかすわけにもいかないでしょうし、見える場所ですから、そこは我々のほうでも十二分に確認作業ができるのかなと思うんですけども。何でもいいよという形で、区の広場の使い方を業者に丸投げというよりも、一旦白紙、ゼロというところまで、みんなでまとまるかなと思ったんですけども、駄目かな。

○岩田委員 答弁を聞きたいです。

○林委員長 答弁。じゃあ、答弁、一応、どっち。部長。

○加島まちづくり担当部長 これから集約されると思うんですけど、委員長が言われている白紙、ゼロベースというのは、今回の廃道に伴う広場2か所ということでのゼロベース、しつらえということ。

○林委員長 そうですよ。区有地しか権限がないんですから。

○加島まちづくり担当部長 もしかしたら岩田委員はそうではなくて、1か所ということをやられているのであれば、それはもう、ちょっと違うかなと。

○岩田委員 いやいや、それは言っていない。言っていない。

○加島まちづくり担当部長 ただ、しつらえだとか、そういったことは委員長が言われるとおりで、これから、先ほどはやお委員のときにもお話ししましたが、総合設計制度の公開空地だとかの一体的になる広場なので、我々区としても、こういうふうなのがいいんじゃないかということも発言したいと思っていますし、もしくはまた地域の方々からこ

ういったような広場にしてほしいという要望があれば、それは全部できるかどうかというのは、やっぱりできない部分もあると思いますけど、それは協議しながらやるために、先ほど委員長がゼロベースだよねというふうにおっしゃられたのかなというふうな認識でございます。

○林委員長 いいですか。岩田委員。

○岩田委員 それをちゃんとある程度反映できるようなタイミングで、早いうちにやらないと、もう決まったことですよというふうに言われちゃったら困りますという話なんで、そこはどういうふうに考えていますかということなんですよ。

○林委員長 言わんとしているのは、多分スロープの位置も含めてですけども、仮に設置物とか工作物を作る場合には、いつ頃までをめどに事業者に、区の土地にこんなものを作りたいんだけども。ここが、あんまりでかい、さっき言ったように、急に図書室を造っちゃったりしたらまずいわけですよ。大きな建物、回遊性がなくなっちゃう通路になっちゃうから。そんな大きなものじゃなくというのを、タイミングの時期を、どれぐらいのスケジュール感で、議案審査のときは計画が出ましたけども、実際事業の計画で、広場は最後なのかもしれないけども、形状とか、ここから議論展開するいろんな樹木のとかのタイミングが、どれぐらい先までの猶予があるんですかということをはっきりしたほうが、陳情者にお返ししやすいと思うんで。何かあれば、めどとか、何にもないんですかね、まだ。この廃道が決まります。計画が、事業計画が動きます。

○加島まちづくり担当部長 陳情もあり、今日集約していただけるということであれば、我々に、こういった意見が出るという形で、それをどういった形で対応していくかといったところになるかなというふうに思っています。前回の11月25日の中に、スケジュールをつけさせていただいております。資料が1-7ですかね。手続関係に関しては、来年度の7月ぐらいに開発許可の関連手続という形で、ここで区の許可という形が出てきますので、それ以前には、やはり今のいろいろご議論いただいているところに関しては、集約していくべきだろうなというふうに思っております。なるべく早く図だとかを出してもらって、場合によっては当委員会にも少しお示しして、こういう形で検討していますだとかということが出せばいいかなというふうには思っております。

○林委員長 よろしいですかね。明示かけると、令和7年度の第1四半期、来年6月ぐらいまで、あと半年余りの間で聞いていけば反映をできると。午前中あったように、もう印刷してしまいましたという状態にならないように。と言うと嫌われちゃうから。はい。です。いいですか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 岩田委員、じゃあ、もう時系の、時間、時間軸の確認。どうぞ。

○岩田委員 ええ。そのの、ちょっと分かりづらいというか、細かく日付が入っているわけじゃないですけど、大体これぐらいのときに説明会があってとか、いろいろは書いてあるんですけども、だったらこれ、ちゃんと説明会を開いて、そこで地域の要望を聞いてということでもいいんですよ。

○林委員長 説明会。説明会。説明会というよりも、様々な意見が出ると多分大変なんだろうから、意見集約を来年6月までに執行機関として固めないと、本当に何も無い原っぱにするのか、いやいやそんなのじゃなくて石畳とかのものにするのかというのを、そこ

のデッドラインの確認だけで、形態については、今後ここから先も陳情審査の中で、もっと話合いの場を求める陳情とかが出てきますから、そこでちょっと議論のあれかな、課題出しかなと思う、投げかけるところなのかなと思ってはいますけども。我々議会としてはね。○岩田委員 ちょっといいですか。すみません。そういう何か説明会みたいなのところの場がないと、そういうような場がないと、住民の方はどこで意見を言っているのか分からない。それで、地域の要望を聞きましたなんて、また、例えばですよ、町会長に聞いたからこれでいいでしょうじゃなくて、町会長だけが住民じゃないんですから、そういうのをちゃんと聞く場を持って、そしてそれを、その要望を反映させられるような、そういう形にしないといかんのかなということなんですよ、私が言っているのは。

○林委員長 うん。

○小枝委員 関連。

○林委員長 関連。はい、小枝委員。

○小枝委員 岩田委員が言われているとおりだと私も思うのは、委員長とか部長とかが懸念するように、何か納得できないよとか心配だよという言葉が出たら物事が進まないということではなくて、もう少し、何というんですかね、そういう意見が出ながらも、じゃあそこで調整していけること、セキュリティ上の心配があるといったらこういうふうになります、こうしたらどうかと。もしかしたらもっと違った、こういうふうにして、要するに地域の価値を上げていこうというのがまちづくりだというふうに、を前提ですよ。やればいいというものでは、地域の価値をみんなで上げていこうというまちづくりをやるわけですから、それはやっぱり開かれた形で、苦言も提言もみんな聞くということが出来るのが、今のこの日程表からすると、1月、3月のところは非常に重要だと思うんですね。その後の4月、6月もありますけれども、そうすることによって、何というか、議会だけじゃない、あるいは事業者だけじゃないアイデアも出てくるし、気がつかない盲点もクリアできていくし、そういう意味では、開かれた場を持つことを区はとても否定的に思うんですけども、そう思わずに、一旦受け止めるという場を持つことによって、さらに問題を解決し、あるいは何というんですか、いいプランにしていくというような考え方をイメージできないのかなというふうに思うんですね。いかがでしょうか。

○林委員長 僕を加島部長と一体感にされると、かなり温度差があると思うんですけど。

○小枝委員 いやいやいや……

○林委員長 私が言っているのは、一つは、これまで議案審査のときもあったように、事業者と、例えば、お名前を間違えて申し訳なかった、パークタワーの皆さんとの協議というのは、資料の中でも出てきて、やり取りをやっていると。あるいは陳情書で出ている××××の方とも、区ともキャッチボールをやっていると。で、物事を何でもかんでもというのはいかないんで、私が考える領域設定というのは、広場についての考え方をある程度区は責任を持って対応しないと。

○小枝委員 それはいいんです。それはいいんです、公有地だから。

○林委員長 区道を廃止する、だから、全体像とちょっと切り分けてもらって、広場のところに、ちょっと今僕は集約して、話合いの場は別途陳情書のタイトルにもなっているんで、全体計画のここと、区道の代わりの広場というのは、ちょっと切り分けて考えないと、時価総額18億ですからね。これを事業者の思いのまま使っているのか、それとも区と

してしっかりと周辺住民に寄与できるような、将来世代に負担がかからないようなものにしていくといたら、もう何も無い状態が一番将来に負担がない状態なので。

○小枝委員 まだその話が続けているということだね。

○林委員長 うん。

○小枝委員 はい、分かりました。

○林委員長 ここを切り分けて考えてもらわないと、厳しいかなと思って、陳情書……

○小枝委員 ちょっとそこはもう先に行っている、そこはクリアされていると思ったので。

○林委員長 あ、そう。じゃあ……

○小枝委員 ちょっとそこのところは……

○林委員長 いや、だって、どこも。じゃあ……

○小枝委員 広場の話からいくのであれば、そこは、それについては。

○林委員長 いいですよ。

○小枝委員 私も意見は、うん、いいです、いいです。

○林委員長 うん。全体計画のほうに行っているよね。僕はまだ違うところに。

○小枝委員 あ、そういうことなんですね。

○林委員長 細かい点を、全体、一番重たい話なんで、どこまで協議の場というのが。もうちょっと。

○小枝委員 ちょっと区有地の話は、全くおっしゃるとおりだと思います。

○林委員長 いい。うん。

○小枝委員 あえて日比谷みたいに、ぽちちがどこにあるのと探して回らなきゃいけないような状態じゃなくて、ここだよねということがはっきりした中で。

○林委員長 ちょっともう一個だけ、細かくはないけど、大事なところを確認させていただいていいですか、陳情の。陳情の送付6-34の区道についてですね、836号線で。これは片や、この陳情では、普段からほとんど使われていない道路であり、ややもするとタクシー等の運転手などの休憩場所と化すなど、かねてから地元町会で問題となっていた道路なんです。普段からこの地域で暮らしていない方々には分からない切実な問題ですというのが陳情で挙げられていますので、一つが、本当にタクシーの場所になって、苦情というのはどれぐらい受けていたのかということと、併せて6-44でいいんですよ、最後の。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 44のところでも、これ、議案審査のときも明らかに回答していただいています。改めて、陳情審査なんで。こちらのほうでは、区道のほうが——住民の生活利便性が損なわれてしまうと。区道がなくなっちゃうと、廃道によって。正確に読んだほうがいいのかな。特別区道千836号の廃道により、地域の通行ルートが大幅に変わり、住民の生活利便性が損なわれてしまう恐れがあるという形なんで、この道路の位置づけだけ、もう一回、本当に苦情がたくさん来ていたのか。通行量について改めて説明していただいて、千何百人でしたっけ、1日。議案審査のときに明らかな、確認させていただいて、道路の位置づけで、廃道しても問題ないよというところを。本当に大事だとしたら、やっぱりまずかったんじゃないという話になる。ちょっとその確認、数値と苦情の確認だけさせてください。

○神原環境まちづくり総務課長 駐車に関する苦情というのは、一般的には交通管理者のほうに入るのかなということでございまして、道路管理者である区のほうに、そういった駐車に関する苦情といったものは入ってはいない状況でございます。

あと歩行者の通行量ということでよろしかったかなと思うんですが、12時間当たりの交通量調査を昨年令和5年7月に行っておりまして、朝7時から夜7時までの12時間交通で1,152人でございます。ピーク時間帯は朝8時台がなっておりまして、そこで1時間当たりで320人の通行というのが確認できております。

○林委員長 はい。ということで、すみません、ちょっと区道についてで、苦情等々は直接来ていないし、タクシー等々の休憩場所という実態把握は、区役所のほうとしては把握はされていなかったと。

通行量については、送付6-44にあるように、この1,152人のうち、どれだけ住民の方か分からないけれども、利用者たちは、千代田区の道路としては少ないのかもしれないですけども、あったことはあったと。かなりあったと、1,000人を超える。ただ、これを回遊性のある代替として区のほうは十二分に、この事業者の何だ、何通路（「貫通」と呼ぶ者あり）貫通通路で代替を可能にできるのではないかという考え方ということで、よろしいですかね。

大分陳情の項目を行って、どこだろう、次。何かあれば。全体の。遊歩道、遊歩道のところか、今。遊歩道のところだよ。ここ、セキュリティ等々は大丈夫なのかな。何かご心配、6-22で貫通通路について、ここも意見のあれで、6-34のほうは通り抜けられるというのが、酷暑対策になって、通り抜けられると。大変有効だと。地元の神田祭とは書いていないのか、地元行事（祭り）か、の際にも天候に左右されず、要はおみこしとか山車がこの貫通通路に入れるように、スロープももちろん必要ですよ、そうすると。と前向きなお話と、もう一方の陳情のほうでは、プライバシーですとか安全性とか治安上のご不安があると。ここの通路の考え方とか区の受け止め方について確認をした上で、最後、今後の話合いの場に行きましょうか。

ある。何か通路についてありますか。

○岩田委員 今の6-34のところ、
「ややもするとタクシー等の運転手などの休憩場所と化す」というふうに書いてあるんですけど、私もここに、何だ、神田警察通りのイチョウを守るためにずっといた時期がありましたんで、実際見ておりますけども、タクシーとかの休憩場所って、休憩場所にするんだったら、まさにもっと広い神田警察通りのほうが、トラックだったりタクシーだったりはずらっと並んでるというのは見ていますけど、ここの区道のところにそんなにいたかなというと、ちょっとやもすると、うーん、ちょっと何かにわかには信じ難いというのが私の意見です。

○林委員長 先ほど確認したとおり、区役所に直接タクシーが多いとかと。

○岩田委員 そうですね。

○林委員長 苦情を受け止めているわけではなかったと。区のほうで調査したところ、調査したときもタクシーは止まっていなかった。止まっていたら、何か特記事項でありそうですもんね、千何百人も、1,100人も移動するときに、タクシーが邪魔していたというんだったら、そんなの特記事項で書くはずなんで、ここはいろいろ、たまたま見たとか、見ていないとか、いろいろあるんでしょうけども。

今は区道のところは、1,152人は利用していただけれども、貫通通路というのを代替が出てくると。ここでおみこし、山車が入れるし、雨の日も濡れないでいいじゃないかと。区道は濡れちゃうけど。もう一つのほうはプライバシーですとかいろいろセキュリティの問題が懸念されているんで、ここは事業者の協議状況とか、あるいは区のほうで何らかの。公開空地になるんですよね、これ、貫通通路も。だから、ある程度、指導、指導はできないの。何か公開空地は、何ができるの。特に何もできない。ピロティ、屋内貫通広場の、何か意見とか、（発言する者あり）どんなイメージで区のほうが、まあどこまで、だからいろんな意見とか防犯上のものとか、お伝えとかができるようになるのか、それも協議なのかどうなのかというのを確認できれば。貫通通路の運用ですよね。運用形態で、事業者任せなのか区の関与があるのかということに、つまるところなってくると思うんですが。

○加島まちづくり担当部長 もちろん区の広場を通らないと、この貫通通路に行けないということなので、そこは積極的に、使われ方だとか活用の仕方に関しては、我々は声を出していくつもりでございます。

○林委員長 はい。どうぞ、春山副委員長。

○春山副委員長 屋内型広場のところ、貫通通路というより、総合設計制度上、屋内型の広場というような立てつけだと思うんですけども、この1階部分のアイラインというかグラウンドレベルのところについての状況を、今分かる限りでお答えいただきたいんですけども、学士会館の入り口も、広場に面するということと、新築棟の1階のファサードというのは何か商業施設が入るとか、何かセキュリティのオフィス棟に入るセキュリティがあるとかという、そういう今分かっていることがあれば教えていただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず学士会館の入り口がどこに来るのかということと、前回の議案審査のときに、資料1-5の2ページ目に、空地とのレイアウトが示されていると思うんですけども——ちょっとごめんなさい。自分が開かない。開いた開いた。茶色い部分が今の現状の学習会館の旧館を示しておりまして、ちょうど、現状、白山通りに階段で1.2メートルから5メートル上がる部分については、そのまま曳家されていくという形になります。一方で、新たなメインエントランスをこの屋内型広場の角の部分、ちょうどピンク色で屋根があり、大空間の広場と一体的な災害一時避難とか書いてある枠のその下の部分に、学士会館の新たなエントランスが生まれてくるというような状況です。

あと、もう一個、何だったかな。

○春山副委員長 裏側、（発言する者あり）今の裏側……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 あ、ファサード……

○春山副委員長 新築棟の……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 すみません。あと、次に新館のほうの、新築棟のほうの1階の用途等については、商業施設が並んでいくというふうに事業者からは聞いております。

○春山副委員長 という意味では、貫通道路ってすごい防犯上問題になりそうな貫通道路と、人目がないとか人通りがないとか暗いとか、そういったところに安全性が問われると思うんですけど、そういった意味では、人目があるなりセキュリティがあるなりというような場所が生まれてくるというような理解で大丈夫でしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、副委員長のほうがおっしゃられたような、セキュリティ対策だとか人目がつくような状況になっているという認識です。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 今のところ、ちょっと理解が追いついていないんですけど、時間、何時から何時までは、ということをおっしゃった。つまり……

○林委員長 そこまでもう分かっている。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 前回、議案審査の際に、廃道議案審査の際に、追加で回答書というのを添付させて提出させていただきました。

○林委員長 委員限り。確認を取っていないから、委員限りの資料になる。

○小枝委員 委員限り。はい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 はい。で、今、事業者からパークタワーさんに一度、その部分について防犯対策はどうなっているのかというご回答がされております。基本的には24時間警備員を、防犯カメラであるとか建物に警備体制を整えて、不審者対策等に対しては対策を取っていくというような、有人管理をしていくということが回答されているという認識です。

○小枝委員 へえ、そうなんだ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 先ほどちょっと自席で、千代田区内で考えると、有楽町にあるマリオンであるとか、あと岩波ホールの1階のところ、岩波ホールは扉があるから別に貫通路じゃないですもんね。だから事例がない、思い浮かぶのがマリオンぐらいしかなくて、でもマリオンの場合はもう繁華街だから、ちょっと真夜中に見に行ったことないですけども、多分安全なんでしょうけれども、ここはわざわざ通らなければ、本当に夜は暗闇のところになるとすると、やっぱり警備員を置いたとしても死角はできると思うんですね。すごく広い空間なので、その死角に誰かを連れ込まれたらという思いが残るのは、何か私はよく分かるところなので、何か構造的に仕切りができるとか、判断によって開けたり閉めたりができるとか、何か、いつでも24時間貫通路と言われると、今のこの、場所にもよると思うんですね。この場所においては、不安が残るんじゃないかな。人がいるから大丈夫ですと、じゃあ警備員の方が倒れたらどうなるんだということになるし、また、24時間繁華街化するというイメージも持ちづらいですしね。ちょっと今のお話だけだと、有人管理で大丈夫ですとって、そうですかというふうになるのかなと私は感じますけど。

○林委員長 こう、具体例で、あんまりいいたとえになるか、有楽町のマリオンさんというのはデパートがある、百貨店のあるところとして、四ツ谷駅で新宿になるとコモレさんというのが、郵便局とかコンビニとかがあるようなのか、それともミッドタウンのあの地下みみたいなショップが、おいしい食べ物屋さんとかお菓子屋さんが並んでいる、ああいうにぎやかなイメージになるのか、いまいちちょっと、コモレみみたいなタイプになるんですかね、四谷の。僕が近いだけ。

○小枝委員 コモレって、貫通。

○林委員長 貫通通路があるんですよ、公開空地に出る。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 イメージというところでは、委員長が例に挙げられました四谷コモレ、あちらについては、ちょうど外堀通り沿いの広場から北側の

広場につながる貫通路を、建物内をピロティ上で通しております。あちらについては24時間開放型ということになって、セキュリティがかかっていない状況です。店舗が飲食店が結構連なっているところですが、当然24時間店舗営業しているというわけじゃなくて、夜間については店舗が閉鎖、閉店した後は、通行機能だけが確保されているという状況です。

今回のところも同じような、新築棟のほうに店舗は入ると思いますが、24時間営業の店舗が入るとするのは、ちょっとそれこそ繁華街のような形のものというのは、まだ我々もそこまで詳細は聞いておりませんが、営業時間までは聞いておりませんが、なかなかイメージ、そういう24時間繁華になるようなイメージではないのかなと思っております。

マリオンについては、あちらは夜間閉鎖して、表と裏というか、晴海通り側とイトシア側の貫通になっていますけども、夜間、大きいシャッターが下りておりまして、夜間は貫通ができないという状況になっております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 そこは、だから、24時間通路でなければいけないというふうに決めてかからなくてもいいんじゃないかというふうには思いますね。というのは、やっぱりその土地のやっぱり生活感と、何というんですか、にぎわい感と、総合的に考えないと、やっぱり地域の安全性とか質を高めるという観点から、ちょっと議論をした上で、決めてかからないほうがいいというふうに思います。こだわることじゃないよね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 一応、公開空地については原則24時間開放するというような状況があります。縛りがあります。

○小枝委員 何で縛る……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 一方で、どうしてもセキュリティ、使い方の部分で、夜間閉めたほうがより安全だということであれば、それは協議の中で、ここでやると、最終的、恐らく東京都のほうが許可を出していく形になりますので、そこでの協議の結果、夜間閉められるかどうかというのが、閉めたほうがいいということであれば、その中で決定していくのかなと考えております。

○小枝委員 すみません。私1人が決定づけるような権限は何もないわけですけど、もちろん言う権利はあるかもしれないけど、ただ、千代田区というのは、秋葉原みたいな例えば公園でさえ門を、扉を閉めて、夜は入らない。これがいいことだとは思わないけれども、現実にやはり不特定多数の方が、何というのか、往来されるところがあるので、そのことからすると、公開空地であれども、やはり閉鎖性というか、地域の判断によって閉ざす時間帯ということもあっていいというのは、当然の交渉だと思うんですね。そこは選択肢としてやっぱり担保するべきだというふうに思うので、それはぜひ委員会のほうで、そうした何というんですかね、閉めようと思ったとき閉められる、お茶の水小学校のところも、例えば公園と学校がもうツーカーであったほうがいいたろうと言ったけれども、結局は、当然かもしれないけれども、門で閉ざして、幼稚園の子が入るときだけ開けるみたいにしてたりしているんですね。

そういうやっぱり実際どうしようかと考えたときに、ポジティブ、何というのかな、楽観的に考えるよりは、ややこういうことがあってはならないということ避けられる方向の余地を残さないと、私はちょっと地域の方はやっぱり心配が残るとするのは当然じゃな

いかと。今、人通りが決して多いところではないので、仮にこれまでの通りが1,100人でしたっけ、1,200人でしたっけ、1,200人が通行したとしても、結局夜間の時間というのはほとんどないと思うんですね。深夜に電車が止まったら、もうその後は人は通らないという道になる。それはもう頭の中に入れて考えるのは当然だと思うので、ぜひ構造的には選べるということをしておくべきだと思います。

○林委員長 ちょっと四谷のコモレの、ごめんなさい、近所なのでよく行くと、扉ってないような記憶があるんで、この屋内広場、公開空地に扉って、つけられるものなんですか。構造上というか、つけていいのかどうなのかというのがよく分からないんで、つけられないんだったらそもそもですね。

○加島まちづくり担当部長 しっかりとした天井までの区画の多分壁とか扉というのは、ちょっと無理だろうなというふうに思っています。一方で、事業者さんのほうも、もしかしたら閉鎖しちゃったほうが管理が楽だということもあるのかなと思いますので、ちょっとそういったご意見があったということも踏まえて、ただ、制度的にできる、できないということもあると思いますので、それはちょっと研究したほうがいいかなというふうに思います。まずは安全・安心が第一だというふうに思っていますので、そういったご意見で言われているということだと思いますので、事業者にも伝えて、したいと思います。

○林委員長 どうでしょうかね。構造上のところまではなかなか、できるのかも分からない。じゃあ、「安全上申し入れる」とか、そんな表現方法にしますか。夜間の。

○桜井委員 安全は担保されるというのは……

○林委員長 「安全は担保されるように事業者と協議すること」みたいな、ちょっとくるめないと、夜間閉鎖とかになってくると、できないものと言っても、扉がありませんので閉鎖できませんという状況になるのか、ちょっと分からない。

いつ頃までに分かるのかだけ、じゃあこれ、構造上の、建築計画というのかな、この協議の中で、多分パークタワーの方も協議されているんでしょうし、今までの答弁を聞くと、どれくらいめどに分かるのかな。夜間、夜間といったって、多分地下鉄が12時、あの辺は何分、12時半ぐらい、今分からないから、半蔵門線ダイレクトだとそんなものですよ。朝が5時ぐらいだから、地下鉄がなくなって、パークタワーのロイヤルホストが閉店になったぐらいになると、もうあと飲み屋街ぐらいしかないですもんね。有名人の方が飲み歩いているのかもしれないですけど、会社員の方は大体それでもう帰る形になるんで、その夜間の6時間、7時間、5時間とか、そんなもののところですよ。どういう、取りまとめで、ちょっと表現方法を工夫しても、大丈夫だったらいいんですけど、無理強いなことを言っても。

○春山副委員長 安全性を担保。

○林委員長 「安全性を担保するように協議すること」にしますか。

○桜井委員 その程度だよ。出店する店舗だって分からないから……

○林委員長 24時間のを作ってほしいという人はいるかもしれないし、そっちのほうもやっぱり多分もうかるんで。（発言する者あり）牛丼屋さんだろうがマクドナルドだろうが、24時間になっちゃうと閉鎖、現実問題として、ファミリーマートはさすがに配慮し過ぎなんでしょうけど、大手コンビニとかを入れてしまってくるとなので、じゃあ、屋内型広場、これ、正確に屋内型広場でいいんですかね。広場（公開空地）になっているんで

すけど。（「屋内型……」と呼ぶ者あり）広場の夜間利用、夜間について、24時間というのは、多分そんなことを言っても日中は多分やるんでしょうし、テナントさんのもう営業のそんな事故があったら大変、夜間利用についての安全性について協議することで、取りあえず後でよい。安全性ね。安全性について協議と。はい。すみません、小枝委員。

あと、そのほかで。緑のをやってもいい。

○春山副委員長 そんな陳情には……

○林委員長 陳情には入っていないんですね。陳情に入っているのは、あとは6-34の1はやりました。2についてもやりました。3についても今やりました。1、2、3ですよ。6-28については、3、4については一応取りまとめの、バリアフリーのスロープについては来ました。22については、2番のバリアフリーと、若干ですけどプライバシーというのは、これはどこまで今ので入るか。遊歩道について、5番の遊歩道と北側のオープン、ここは広場のところで、手続のスケジュール、ここはまだですね。44号のほうの1番の区道の再検討と2番の広場のところは一定の到達なんで、残るは送付22の建物のレイアウト、高さで、協議ですよ、協議の場というところと、送付28のところでも、2)のところですか。オフィスの高層ビルが建つことによりというところで、建物の形態、形状、ずっと事業者と北側の住民の方とは協議を続けていたり回答書でやられているんでしょけども、場の担保についてのところが陳情者の方で、議会のほうでも何とか設定について、もう少しうまい、いいやり方がどうなんでしょうという形の陳情が出ていますね。この点について、何か。

小枝委員、先ほど止めてしまったんですが、協議の場というところで。

○小枝委員 送付陳情6-22のところに幾つか具体的に書いていますね。まずプライバシーのところ、これまで個別話になりますけど、プライバシーについては、私は基本的にこうした協議が終了する前に、区道廃止でもう進めろという出し方については、極めて不誠実だということで、この委員会席上は反対をさせていただいていますけれども、とはいえ、この具体的なことに具体的に答えていくということができないと、余計問題がさらに悪化してしまうので、このプライバシー対応、それこそ、この間の何でしたっけ、回答書だけに書いてあるんですよ、きっと。そこのところも踏まえて、今現段階でどうだ。そしてこれからさらに協議を続ける中で、どういう展望があるのかということをお答えいただきたいと思います。あれっ、担当課長じゃないの。

○林委員長 協議……

○小枝委員 今、ちょっとプライバシー。

○林委員長 プライバシーね。

○小枝委員 うん。個別、枝の問題なんだけども。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 プライバシー対策については、11月18日に東京パークタワーさんと事業者側の説明会において、プライバシー対策についてもお答えがなされております。ただし、さらに今後そういったものについて、11月18日が最後の会というふうには聞いておりませんので、引き続きプライバシー対策、窓位置だとかもまだ明確に決まっていないですが、窓をスリム化していただくか、計画上どこまでどうということができるのかについては、引き続き今後対応していくというふうには聞いております。

○小枝委員 具体には、ここに小学館の社屋の事例というのも載っていますけれども、

様々な何というんですかね、ノウハウストックがあると思うんですよね。すりガラスを、身長より上のところまですりガラスにするであるとか、何かどういう方法があるのか、これ、当然プライバシーを守るというのは、ここにマンションがあることを知っていて建てるわけですから、それはもう当然そんな11月18日の先にもつれ込むような話ではないはずなんです。何か奥歯に物が挟まったような言い方をしているのは一体何なのか。区道廃止してまでやる案件なので、この文化財保存と景観保存と生活環境保全というのはもう当然の最低基準ですから、もうちょっと踏み込んだ答弁が頂きたい。

○加島まちづくり担当部長 区道の廃道があろうがなかろうが、目の前にある程度の規模の建物が建つというときには、近隣の方々のこういう折衝というのはあるんだろうなというふうに思っておりますので、そこは、今、担当課長が言ったように、11月18日が終わりで、ご了解いただいていないということであれば、ちゃんともう丁寧に説明をしていくというのが必要というか、それが筋だというふうに考えております。

○小枝委員 何かね、ちょっと反発するわけじゃないんですけど、やっぱり区民の困ったということには、誠心誠意寄り添うのが区の職員の役割なんです。区民がどういうところで不快感あるいは不安感を持っているのか。もう千代田区のマンションというのは、それなりの皆さん価値を持って買っているものですから、そんな区道があろうがなかろうが、千代田区はプライバシーが侵害されてもしょうがないんだと聞こえるような言い方はやめていただきたい。そんなことのない答弁をしていただきたい。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか、もう一度。区道の廃道があろうがなかろうが、目の前にそれなりの建物が建つというときには、いろいろとこういった事業者さんに関してはちゃんと丁寧な説明ということ、条例だとかという形でもうたっておりますので、そこをしっかりとやっていただく必要があるというふうな認識でございます。

○小枝委員 そこはぜひ、何というか、理事会なり理事長なり、そうした人たちを、何というのか、悩ませたり板挟みにするようなことのないように、千代田区というのはもう突き詰めるといつでも、嫌なら出ていけばいいんですよみたいなところがあるんですよ。またそういうふうになっちゃうおそれがあるって、それをしたらもう負けですからね。まちづくりとしてはそれは負けなんで、地域のまちの質、グレード上げるために、一生懸命まちづくりを企業と参加型でやっているんですよと、区も一緒にやっているんですよと。今までは多分1回も区は説明会に出ていっていないはずなんです。そこに、区道を廃止するということは、事業協力者みたいなものなんです。一緒に区はやっているんですよ、土地を提供するんですから。

だから、そこは他人事でもない、人ごとでもない。公共の責任性を負って、区長を代理するぐらいの気持ちで、やっぱりまちの困ったに寄り添う、困った人たちに寄り添って、一番いい最適を目指すんだと、千代田区における。そういうやっぱり根性を出してもらいたいんですよ。議会が賛成さえしてくれればいいんだというんじゃないで、その先に、我々が絶対にまちの人たちの不満をもう最小限にするように全力で頑張るからと。それは区長代理なんだからやりますよというぐらいのことは言ってもらいたいんですよ。そうじゃないんですか。

○加島まちづくり担当部長 すみません。先ほど答弁したとおりで、この大都会の中で建物を建てることにしては、いろいろとあると。そういった中で条例だとかもございませ

ので、そういった形でのとってやっていただくと。区があまり細かい、こういった建物に関して細かいことを言うということは、それはちょっと越境の話なのかなというふうに思っていますので。

○小枝委員 越境じゃないでしょ。

○加島まちづくり担当部長 そこはご理解いただきたいなというふうに思います。

○小枝委員 平行線にはなりたくないの、とにかく大都会の住民のための行政なので、大都会の住民を守るように頑張っていたきたい、それは。もう平行線は致しませんので。

この今プライバシーの話から言ったんですけども、委員長、説明会のやり方について言っていていいでしょうか。

○林委員長 説明会って、事業者の。

○小枝委員 そこも含めて。

○林委員長 どこまでか、聞いてみない限りですけど。事業者の説明会にあんまり指導権限があるのかどうかということになる。どうぞ、取りあえず大丈夫です。どうぞ。

○小枝委員 先ほど申しましたけれども、区道を廃止するということは、事業協力者、地権者の1人なんですよ、区が。地権者として公共の空間を廃止するんだから、事業者がより説明責任を果たせるように、行政がもう汗をかいてくというのは、私は当然のことだと思うんですね。ましてここは学校間近のところですよ。当然駅のところは一橋中学校の学生さんだって通るわけですよ。通らないかな。あれ、早期周知なんだから、エリア内ですよ。えっ、早期周知、2Hの中に入ってくるでしょ。

○林委員長 入ってくるかどうか、じゃあ答えてあげてください。学校。

○小枝委員 じゃあ、そこをちょっと。

○神原環境まちづくり総務課長 ちょっと、そうですね、共立学園は2Hの範囲の中に入ってくるというふうに認識はしてございます。

○小枝委員 共立か。なるほど。

○林委員長 お隣ですもんね。

○小枝委員 ふんふん、なるほど。事業者が今まで近隣対応をしてきました。これ、私、以前の委員会でも、議決よりずっと前に言ったんですけども、区民、区民というか、このいわゆる説明会というものが、たしか1月に1回しか行われていなくて、それも事業者の説明会ですよ。このままだと、早期周知条例になってからしか説明会をしないと思うんですよ。そうすると、課題が先送り、不安が先送り。あるいは知らない、計画そのものを知らないという人たちがいる状況の中で、早期周知条例に入るような事態は避けるべきだと思うんです。なぜならば区道廃止が入っているから。そして、この国登録有形文化財の保存が入っているから。もっと言えば都道拡幅も入っているから。公共性の高いまちづくり計画なんですよ。

だから、そこは区のほうも出ていって、近隣町会だとか近隣マンションということだけではない、開かれた説明会。だって、まちがよくなるというふうに皆さん思っているわけでしょ。そういう説明会をちゃんとやっていただきたい。そしてこれはこういうプランなんですと。いつも言うけど、模型を出して、出せるような模型がないと言われているけれども、本当だったら、模型を出して、VR、ビジュアルに、こういう通路で、こういう保存で、こういうデザインの空間、建物、そして、用途、使い方、ここには、皆さんが使え

る、何というのかな、ちょっとカフェだかレストラン、赤ブリのところなんかそうですね、李王家のところは、そういうふうにして使われていますよね。どういうふうになるのかということも、もっとみんなが内容を知るようなことが、場がないという——場がないまま早期周知条例に入ってほしくない。そこは、ぜひ、やっていただきたい。やるべきじゃないかと思うんですね。

そうしないと、何というのかな、後から、もっと早く言ってくればいいのにということが必ず起きるんですよ。それ、いい知恵も含めて、ちゃんと開かれた説明会をやっていただきたい。そんな難しいことを言っていないんだけどな。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 以前にも同じ質問を頂いておまして……

○小枝委員 そのときは、「はい」と言ったんだよ。そのときは「やります」と言ったんだから。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 説明会を区としても開くべきだ、区も入って開くべきだということについて、それを開くことは考えていないということをご答弁させていただいております。

○小枝委員 いや、やると言ったんだから。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今回、特に早期周知条例に先駆けて、かなり事業者事前に近隣の建物、あるいは周辺への学士会館を含めた開発をやっていくという周知を促してきております。そうした中で、一定程度、そういう積み上げというか、事前の周知というのは、任意ながらやっていたという状況だと認識しております。

○岩田委員 はい。関連。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 今やっていただいているという話なんですけども、それでも、やっぱり近隣の方々からこれだけ陳情が出ているわけですから。で、先ほど、部長も地域の要望を聞いて協議していくと、そういうふうにおっしゃっているんですから、やはり区も積極的にそういう説明会などをやって、地域の要望をまず聞いていただきたい。それが、先ほど小枝委員もおっしゃっていた、条例でうたっていると、それで、条例にのっとってと。そんなんじゃないで、区も地権者なんですから、その地権者も交えた開発なんだから、ちゃんと地域の要望が聞けるような、そういうような説明会をちゃんとやっていただきたい。そして、その要望が反映できるような、そういうタイミングでやっていただきたい。私も、先ほど、そういう質問をしましたが、そのときに、もう明快な答弁いただけなかったもので、ここはやっていただきたい、その条例にのっとってではなく。

○小枝委員 そうだね。

○岩田委員 それ以上にもっと丁寧なものを。

○林委員長 まあ、いろんな考え方があるんでしょうけども、聞き方を変えると、条例にのっとらない説明会の裁量の範囲というのは、どれぐらいまちづくりであるものなんだろうかね。いや、法と条例に基づいた説明会をしないでいいんじゃないんでしょうけど、それ以外ので、裁量で、ここはやろう、ここはやらないとかという裁量権というのは、どの程度あるのかということところを。

○加島まちづくり担当部長 先ほど、岩田委員のご質問に、私、答えたのは、広場関係の話で、そこは区の裁量だとか、あとは、公開空地が一体的になるからということで、要望

も聞きながら整備ということになります。一方で、小枝委員言われるのは、建物のプライバシーの関係だとか、そういったところが入ってくると、我々、そこ、責任を取ることはできませんので、そういったところは、区としては入りません、やりませんというような形でご説明させていただいているというところですよ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 プライバシーの話は途中で終わっているんです。もう、さっき言いましたよね。この6-22の7の手順・手続及びスケジュールの提示ということですね。まだ検討中、説明が繰り返されていますが、決まってから調整できませんと。ここのところに行きますよということを委員長に言ってから、質問したんですけども。

条例に基づかないという話からすると、今、区は、いつも決まってから、住民の求めで説明会をせざるを得なくなるような説明会を繰り返しています。例えば、例えばだな、また神田警察通りという、みんな、あれなのかもしれないけど……

○林委員長 さっきのパブリックコメントのやつでも、一事が万事だと思えますんで、そこは……

○小枝委員 いや。じゃあ、別件で言うと、例えば、九段のところで、桜が切られるのはちょっと何とかしてくださいと言って、そうすると、区は出て行って、説明会をやりますよね。町会の皆さん、おいでくださいと。そういうふうに、そういうのはやっているわけです。無数にやっているわけです。説明しないと、だって、ご理解いただけないから。そういうことをやっているわけですよ。

だから、条例、千代田区には条例がないですねと。一般的なまちづくりに関する説明会をやるような条例がない。協働と参画だ、協働と参画ガイドラインということではありますね。協働と参画ガイドラインということでは、住民に説明会を行いながら、理解を得ながら進めましょうということが書かれています。書かれていますよね。いますよね。

あそこには、協働と参画ガイドラインは条例ではないんですけども、地域の理解を得ながら、地域の要望を聞きながら、まちづくりを進めましょうという公共施設の取扱い、変更を含めて、近隣生活者に影響のあるものについては、協働と参画のガイドラインに基づいてやりましょうというふうに書いてあります。ありますよ。（発言する者あり）私は、それを条例にしてくださいという本会議質問しましたけれども、いや、条例にしなくても、やりますからと言ったんですよ。（発言する者あり）そして、こういう大事なことに至ると、条例がないからやらないですよということをするようになると、そこに信頼関係というのは持てなくなるんですよ。

ここは答弁してください。条例がなくても、説明会は、必要とあらば、できますよね。

○加島まちづくり担当部長 先ほどから、すみません、同じことを言っているのかもしれないんですけど、区がやるものに関しては、今、言われたとおりという形です。建物だとか、そこら辺の総合設計に関わる敷地の中の建物、規模、用途、使い勝手だとかというのは、やはり事業者さんが説明するべきであり、我々区が入って、その何か細かいところの調整というのは越権行為だというふうに説明をさせていただいております。

○林委員長 私有財産で、一つが、私有地のところの容積と建物の話になってくると、なかなか、あなたの土地には何色の屋根とかって、隣の区とか役所が言うと、ちょっとお国が違う形になってくるんで、ここの論点というのは、一つが、文化財を残す意義というの

は、区としても、これは近隣住民というカテゴリーよりも、むしろ、この国の、日本国の人たちに大切なものなんで、守りたいんですというアピールは少し必要なのかなと思いますし。

もう一点が、広場の説明はここからやっていくというんですけども、区道廃止に当たる場所、ここについては、参画と協働のガイドラインには、道路というのが位置づけがないんで、いろいろもめていたんですけども、廃道に関してというのが、まあ、これは、1,152人通るからいいとか、悪いとかではなくて、かなり早い段階から説明なり、こんな考えがあるというのは、周知なり、何らかの出したほうがいいのかなという気はします。我々の議会のほうでも、陳情が来てから、あ、ここ、廃道になっちゃっているんだとかというのが、びっくりしてから、陳情審査をやり、議案審査のところでも、そこから近隣住民の東京パークタワーにお住まいの方、陳情審査のキャッチボールなのか、住民のほうがいいのか、相乗効果なのかは別として、いろいろイメージパースですとか、建物の高さが110から100になったと。これは、いいのか、悪いのかというのは、これは価値の判断だと思います。120で細いほうがいいのか、高い建物のほうがいいのか、のっぺりとした、ベしゃっとしたほうがいいのかって、もう価値軸になっちゃうんで、言えないんでしょうけど。

小枝委員、区道に関して、廃道に関しては、区のほうでも、積極的にかなり早い段階から、キャッチした段階で、区議会を通じてでも、近隣の住民の方、これは町会だけに限らず、いろんな管理組合ももしかしたら時代の流れで必要なのかもしれませんよ。大きなマンションの管理組合には、区道を廃止しますというのは、で、何かアクションがあれば、説明する責務は、僕、当然あると思うんですよ。今回だって、売りや18億なのに、それもない状態で、使い勝手もどうなるかわからないような状態ですんで。

ただ、建物に関してになってくると、なかなかやり取りの中でうまくいかない。これは、私有地だから。地権者は地権者であるんですよ、確かに。敷地内に、あれ、区の土地が入るんですけども、中に入るんでしたらね、区の施設が、多少はですけど、それだって難しい、再開発で難しいのに、輪をかけて、総合設計制度というのは、なかなか結構難しい領域なのかなというのは、今、やり取りを伺って、そういう寄り添う考え方もあるんでしょうし、ちょっとできないことを、片方の肩を持つんですかという話になると、これ、たまたま事業者のビルなんでしょう。住民は住まないからいいんですけど、これ、もし、片方でも、両方に住民いて、住民対立になってお宅のマンションは98メートル取って、うちのマンション110じゃいけないのと言われたときに、じゃあ、どっちの味方なのと言われたときに、やっぱり苦しんじゃうのかなと。たまたま、今回は、住んでいないから、結構強気に言えるんですけど、住んでいると厳しくなっちゃうかなという気はしないでもないです。

全然肩を持つわけじゃないですし、先ほど言ったように、パブコメの話とか、もう今さら遅いよというのは、かなり憤りは感じていますが、そんな形でどうですかね。
○小枝委員 千代田区は、まちづくり条例がないですからね。恐らく23区は半分ぐらい条例を持っていると思うんですけども、まちづくり条例がない。だから、条例がない中で、今のような話を、お願いベースで、区道の廃止で、参画と協働ガイドラインに基づいてやらなかった。やらなかった。で、条例は行く。そのときに、区道を廃止しないとできない

建物について、総合設計は、一定程度、数字の問題だから、そんな、何ですかね、近隣紛争ベースの調整ぐらいしかないんですよということになっちゃうと、それは、私は、条例がないなりに、千代田区としては、住民との協働をどういうふうによりいい形でやっていくのか。

つまり、ここの話というのは、やり方によっては、いい話になるはずだったんですよ。いいことをやるんでしようということなんですよ。区道を廃止して、広場を付け替えて、そして、近隣の方々に喜んでもらえるような場所をつくる。じゃあ、近隣の方々に喜んでもらえるような場をつくるというのは、どういう場なのかというのは、近隣の方々に聞かなきゃ分からないでしょうということなんですよ。また、当事者である、例えば、学士会の理事会だって、12月3日、その日に、本会議場の3日、その日に議決があるということなんですよ。議決じゃないや、会議がある。えっ。違う。（「臨時会」と呼ぶ者あり）あ、臨時会か。臨時会があるということなんですよ。そしたら、そこでだって、いや、もっとこうすればいいのにと。私が言いたいのは、住民ももっとこうすればいいのに、専門家ももっとこうすればいいのに、もっとこの制度だって使えるよ、もしかしたら、もっとこうすれば負荷が減らせるよ、そういう知恵出しができるような前さばきがないという千代田区のまちづくりというのは、とってもいいものを持っているのに、残念過ぎるというふうに思っている住民は多いですよ。

議会がどのペースに行くのかは議会の判断があると思いますけれども、私は、そういう意味では、いいことをやるんですと、いいことをやりたいんですと、住民の皆さんと一緒にやりたいんですというふうに、前に出ていく、外に出ていく、対話をするという、そういうふうなことを、こういう区道廃止の場を通じて、心がけてもらいたいんですよ。いつも引込むこと、そして、ご議決いただきましたから決まりですということでは、区民の中に不満とか不信とか、そういうのがどんどんたまっていて、何か残念な方向にエネルギーが行ってしまうので、それを避けてもらいたいというのが質問の趣旨です。

これ以上、このことを引っ張ることは、この場においてはいたしませんけれども、考え方については、繰り返し言っている、そういうことなんです。少しはご理解いただきたいと思っています。

○加島まちづくり担当部長 いい計画だということで、我々も進めるべきだというふうな判断もしながら取り組んできたといったところです。それで、11月25日の資料の1-6に事業者による近隣説明会の実施状況ということで、もともと、通常だと、想定——想定というか、やっていない、かなり早い段階で地域の方々にこの廃道を踏まえた形での整備ということの説明をいただいで、やはり、地域から、かなり、それは全部反対だよとかというようなことであれば、なかなか道路廃道って難しいよというような話もさせていただきながら、やってもらったといったところです。その後、では、反対がどうだったかということ、まあ、反対ということではないと思うんですけど、いろいろ意見が出てきている方々というのは、直接、この陳情にある方々という形になってきております。

その中で、建物の内容が、特に、先ほどのプライバシーの話だとかも含め、いろいろとお話が出ているので、それに関しては、区というよりも、事業者さんが真摯に対応して答えるものだというふうなことです。そこは、ちゃんと今までも調整はしてきてもらっていますけれども、今後も調整してもらおうということが必要だというふうに区としては考

えてきていた。一方で、道路廃道に関しては、前にもご説明したとおり、区が責任を持って行う必要があるということなので、先ほど委員長も言われましたとおり、道路が廃道しなくなるわけですから、その影響をちゃんと事前に周知なり、説明ということで言われたのかなというふうに思っていますので、そういったところは、しっかりやっていく必要があるというふうな認識でございます。

○林委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 一応、ちょっと何か言葉のマジックみたいなんですけども、区が責任を持ってって、その説明が条例でうたっている説明だけじゃ困っちゃうんですよ。広場の話ですよ。だから、条例でうたっているから、条例にのっとって、それで、区が責任を持ってって。いや、それだけじゃなくて、区道なんだから、もっと丁寧にやりなさいよという話なんですよ。地域の要望を聞いて、協議してって。それができるようなタイミングで、もっと丁寧に説明をやってください。条例でうたっている。それで、説明終わりというんじゃないかって。11月18日の話だって、それはやりましたから、それで終わりじゃなくて、もっと丁寧にやってくださいということ、自分も、小枝委員も先ほどから言っております。

○加島まちづくり担当部長 建物の関係に関わることにしましては……（発言する者あり）先ほどお話ししたとおりです。広場に関しては、先ほど申し上げたとおり、意見も聞きながら、どういった形にしつらえするのかといった、あと、運用管理ですね、そういったものもどうするかというのは、今後、ちゃんと協議していきたいというふうに考えております。

○岩田委員 そこ、ちょっとだまされないようにしないといけないんですよね。意見を聞きながらって、それが条例でうたっている説明じゃなくて、それ以外にちゃんとやるということでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか。

○林委員長 どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 条例、早期周知条例は、あくまでも建物の事業者さんがやることですので、それ以外に意見を拾う必要があるかなというふうには考えております。

○林委員長 だから、今まで、11月25日の資料1-6であった、例えば、東京パークタワーにお住まいの方との説明会、事業者の、これを引き続きやっていただけるよう、働きかけるように努めるということは、行政のほうではできるということで、これでもう区道を廃道が議決されたから、ぷつんとパークタワーとの、お住まいの方との説明会をもういいよ、やらなくてというわけじゃなくて、もっとちゃんと続けてくださいよと働きかけると。やれよというのは、なかなか権限として難しいけども、やってくださいよと働きかけるところが限界値のところのやり取りかなと。実際問題、今後も、お互い、隣近所で、町名は神保町と錦町ですけど、道路を挟んで向かい側なんですし、ロイヤルホストを使う事業者の方もいるでしょうし、逆に、新しいテナントに行く方もいるでしょうしというので、うまくぎすぎすしないようなものになって、僕が言うと、おかしいか、ぎすぎすしないようになって、かなと思うんですけども、どうですかね。

まだある。

○岩田委員 事業者に働きかけて、事業者にやらせるんじゃないかって、区が廃道する、区の

財産を廃道してやるんだから、広場の話ですよ。やるんだから、地域の要望を聞いて、協議できるような早い段階でやってください、区が、という話です。

○林委員長 そこは、やり取りで、区道廃道と広場についてはやるというんで、まとめのところで。いいですかね、ちょっとまとめて。今までの、大体、5点に集約できるのかなと思ひまして、汚い字なんで、誰も読めないと思いますが、一つが広場に遊具や記念碑などの設置を計画せずに、今後、地域ニーズを把握すること、把握し、計画を進めることとか、何かそんな感じかな。「把握し、進めること」にしますか。把握することって、まず、把握が第一だと思いますんで、それも、年次も6月までと入れるよりも。

○桜井委員 「進める」までは入れますかね。

○林委員長 言いづらいんで、把握することと。何たって、積極的に造れという意向がなければ、更地のままなわけで、後でいかようにも造れるんですけども、あえて、来年の6月まで、慌てて、もうそこまでに何か造るとかになってしまふよりも、何か一面、タイルでも、芝生でも、何でも汎用できるようなんで、把握して、どうしても造りたいものが、これを造って下さいよってあれば、そこは6月までにやっていけばいい話なのかなと思うんで、把握することぐらいかなと思います。

2点目がバリアフリーについてです。区有地内のスロープの位置は、今後、事業者と協議することという形で、スロープを造ることには何ら違和感ないけれども、実際、南側は事業者の土地に造って、一番歩道側にあるのが今の北側のところなんで、建物のほうに寄っていただければ、東西と南北のがちょうど一致するような形にも形状的になるんで、ここは、ちょっと区有地に、もし、スロープを造った瞬間に、かなりの制約になってしまつて、これが本当に公共に、どこまで全体の、ビルの公共には資するんでしょうけども、バリアフリーに、全体の公共にするか、事業者と協議すること。ただ、もう、ここしか駄目だとか、やっぱり住民の方でもこっち側に造ってほしいという声があればなんで、協議することかなという気がします。

半ぐらいから、ちょっと各派の予定があるみたいなんで、一応、後でちょっと文面を休憩中に写しますけれども。

三つ目が屋内広場の夜間利用の安全性については、区が事業者と協議することと、夜間についてはね。昼間は、協議してもしようがないんで、です。

4点目が、区道の廃止に当たっては、説明する時期などの基準を検討することと。要は、できるだけ前に、区のほうで、内部で区道廃止が煮詰まった段階で、早めに言うとか、その時期が今あやふやで、この場合はいつと。ここはもう固まったからという形で、ばらばらなんで、基準をちょっと検討してもいいんじゃないのかなというところですよ。

5点目が、最後は、小枝委員には納得できるかどうか分からない。今後とも、事業者が近隣住民との話し合いの場を引き続き続けるよう働きかけることという表現で、くるみ過ぎですかねというところで、一旦、休憩を取りたいと思います。ご意見もあるでしょうし、ちょっと、この休憩の中で文字も打ちながらやっていきたいと思います。

いいですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。一旦、じゃあ、休憩します。

午後3時27分休憩

午後4時40分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

休憩前に、5点ほど読み上げましたが、改めて確認したいんですが、何かある。

○春山副委員長 すみません。休憩前の委員長に集約していただいたところについて、一点気になっていることがあるので、確認させていただきたいと思います。

小枝委員からもいろいろ陳情者の方々の声がありましたけれども、やはり、近隣の住環境に配慮した空間計画をきちんと考えるというところを、きちんと区のほうでも考えていただきたい。陳情にもあるように、生活に資するであるとか、融和的な環境、6-28も、広場ができることが融和的な環境になることとか、6-34でも、快適に生活できるようなものができるようにというところで、環境というのが、具体的なことはないけど、やはり住環境というのをすごく皆さん感じていらっしゃるところが言葉の中にいろいろ出てきているので、そこは配慮していただきたい。

それに関連するんですけど、ちょっと戻ってしまって、委員長、申し訳ないんですが、広場のところで、ずっと気になっていて、ちょっと発言を今までもしてきたので、控えようかなと思ったんですが、このイメージパースのところも、ほぼほぼ芝生以外のところがコンクリート舗装というか、舗装面になっているようなイメージパースが出てきているんですけども、千代田区の掲げるいろんな計画では、今日初めて、この公園等の、公園づくり基本方針、緑の基本計画に基づいているというところなんですけど、やはり、緑機能というものがもたらす住環境であるとか、子どもの環境というのがすごく大事だと思うので、これを造っていくに当たって、住環境も、環境面もちゃんと配慮したものにさせていただきたいと。単純にコンクリート舗装して、子どもが何か遊べますみたいなものではないものを考えていただきたいと。

子どもの遊べる場というのは、コンクリート舗装して、何か遊具を置くことが遊び場になるわけだけでもなくて、単純に緑の空間を配置することが子どもの遊び場になるということもすごく多くて、紀尾井町の再開発のところに来たピオトープ、あそこは、子どもたちの必ずお散歩に寄るコースなんですというふうにおっしゃられるお母さんもすごく多いので、そういった空間自体が、自然環境が子どもの遊べる場になるということもあるので、コンクリート舗装して何かするというところだけじゃない、空間の在り方というのをちゃんと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 近隣の住環境配慮、あるいは広場のしつらえに対して、緑、ピオトープ的なというようなしつらえも要素にというお話だったと思います。そこら辺については、今後、広場の仕様を詰めていく中で、どういう緑、また、周辺との連続というのを意識できるのか、また、近隣住民等の方々にとって、住環境的によくなる空間という形で意識して、協議を進めていきたい、整備の協議を進めていきたいと考えております。

○林委員長 はい。よろしいですかね。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 では、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、送付6-22、送付6-28、送付6-34、送付6-4

4の学士会館再開発関連の4件の陳情につきましては、地域の住環境に配慮し、以下について、委員会集約をしたいと思います。

1、区有地の広場に遊具や記念碑など、設置を計画せず、今後、地域ニーズを把握すること。

2、バリアフリーについて、区有地内のスロープの位置は、今後、事業者と協議すること。

3、屋内型広場の夜間利用における安全性について、区と事業者で協議すること。

4、区道の廃道に当たり、説明する時期など、基準を検討すること。

5、今後も、事業者が近隣住民との話合いの場を引き続き設けるよう働きかけること。

の以上5項目を執行機関に強く申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 これで、陳情審査をまとめて終了するんですが、どうしても言いたい。

岩田委員。

○岩田委員 まとめていただいて、ありがとうございます。

そして、今の委員長のまとめどおりとすることで、先ほど言いましたところ、もう一度再確認。地域の要望を聞いて協議するという場を、条例でうたっている説明会以外にも、ちゃんと地域の要望が反映できるようなタイミングで説明会を行っていただきたい、区が。事業者任せではなくて、区がやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

○林委員長 まあ、集約に書かれた4項目めなのかな。説明する基準などを明確に、区道廃道に当たって検討していただくということに尽きると思いますんで、それでよろしいですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。以上をもちまして、学士会館関連の陳情審査を本当に終了という形で、ご協力ありがとうございました。